

許 可 条 件

1 許可等

- ・許可証の有効期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、直ちに町に許可証を返納しなければならない。
- ・廃業、死亡、合併又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を町に届け出て、許可証を返納しなければならない。
- ・許可を受けた収集運搬業を休止し、又は廃止しようとするときは、30日前までに町に届け出なければならない。
- ・町は、事業者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - ア 関係法若しくは関係法に基づく処分又は町条例若しくは町条例に基づく処分に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

2 一般廃棄物の収集運搬等

- ・一般廃棄物の収集、運搬に当たっては、関係法令、府中町関係条例等を遵守し、本町の一般廃棄物処理計画に基づいて処理すること。
- ・一般廃棄物の収集運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・一般廃棄物の収集運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ・契約事業所に対しては、ごみの適正処理推進のため指導、助言を行うこと。
- ・町からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し明確な指示ができる体制をとるとともに、責任者を届け出ること。
- ・収集車両の運行中は、ホップドアを閉め、道路等へごみの飛散防止に努めるとともに、交通法規を遵守すること。
- ・廃棄物が飛散、流出し、また悪臭が漏れるおそれのないよう運搬車等で行うこと。
- ・交通事故、車両火災等が発生した場合は、直ちに本町に連絡し、自ら適切な処置を取るとともに、書面にて直ちに町に報告しなければならない。また、関係者に対し、誠意を持って対応しなければならない。
- ・許可業務の履行状況について、町から報告を求められた場合は直ちに報告しなければならない。
- ・町は、必要に応じ、許可業務の履行状況の検査を実施することができるものとする。
- ・住民等から業務に関する苦情等を受けたときは、誠意を持って対応すること。また、対応内容を町に報告すること。
- ・許可業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、町は、一切の責任を負わない。
- ・環境センターと安芸クリーンセンターの職員の指示に従わないとき、その他違法な行為を行ったときは、許可を取り消すことがある。

3 府中町環境センター

- ・許可業務で収集した一般廃棄物は、原則、環境センターへ搬入することはできない。
- ・一時多量ごみなど町内で排出された家庭系一般廃棄物の収集運搬委託を受けた場合であつ

て町が承認したものは、ごみ種の分別など適正な整理をした上で、環境センターへ搬入することができる。その場合であっても、一般廃棄物処理計画及び啓発冊子「家庭ごみの正しい出し方」において、町で収集しないこととされた廃棄物は搬入できないため、自社処理又は処理業者へ搬入し、適正に処理すること。

- ・町のごみの分別区分と出し方を十分に理解し業務を行うこと。
- ・環境センターへの搬入は、月曜日から金曜日（国民の祝日、土曜日・日曜日、年末・年始を除く。）で、受入時間は9時～15時30分（11時30分～13時は除く。）までとし、環境センターの業務に支障のないよう、事前に町の承認を受けること。
- ・環境センター内を車両等で通行する場合は、構内制限速度（15km/h）を厳守し、安全に配慮すること。また、事故の防止に努めるとともに、環境センター内の備品・施設などを破損させた場合は、必ず町に届け出るとともに、現状復旧に相当する賠償をすること。

4 安芸クリーンセンター

- ・普通ごみは、安芸郡坂町の安芸地区広域ごみ焼却施設（安芸クリーンセンター）に搬入すること。
 - ア 搬入は、国民の祝日、土曜日・日曜日、年末・年始以外で、受入時間は8時30分～16時30分（12時～13時は除く。）までとする。
 - イ 特別搬入は、国民の祝日（土日及び年末年始を除く。）で、受入時間は8時30分～16時30分（12時～13時は除く。）までとする。
 - また、土曜日（年末年始を除く）の受入時間は13時～16時30分までとする。
 - ウ 安芸クリーンセンターの「固形状一般廃棄物 種類及び受入基準」を遵守すること。
- ・安芸クリーンセンター内では、担当職員の指示に従うこと。

5 施設、車両事項、その他

- ・常に保有施設の改善、設備の充実に努めること。
- ・収集運搬車両の保管場所は、運転前の点検、清掃等に支障ない広さを有するものとする。
- ・機材を洗浄する設備を設置する場合は、汚水の処理等について周囲に迷惑を及ぼさないこと。
- ・使用車両は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号イ及びハの基準を満たす車両とし、事前に町に届け出て承認を受けること。
- ・府中町内で使用する車両を定め、別紙のとおり標示をすること。
- ・車両は、許可後、業務を遂行するに足りるよう、速やかに自己保有又は継続使用できる権限を確保された車であること。
- ・業務に使用する車両は、自己の負担により、対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険（任意保険）に加入していること。
- ・使用車両は常に清潔にし、周囲に不快感を与えないよう清掃するとともに、定期的に十分な点検・整備を行うこと。
- ・車検・修理等のため、町の承認を受けた車両以外の車両を一時使用する場合は、事前に町に届け出て承認を受けること。
- ・使用車両の一時変更及び運転者の一時変更の場合は、事前に届け出ること。
- ・使用車両が故障等の不慮の事態が生じた場合は、代替車を用意するものとする。
- ・町が必要に応じて、機材等を検査し、不備と認めるものについて、改善の指示があった場合は、当該指示に従わなければならない。

(許可条件別紙)

車 両 表 示

①会社名及び許可番号（許可証の指令番号とする）

表示個所はいずれも荷箱の両側及び後部の常時確認できる場所とする。

②大きさ

数字（縦 25 cm×横 20 cm） 文字（縦 13 cm×横 11 cm）

③色

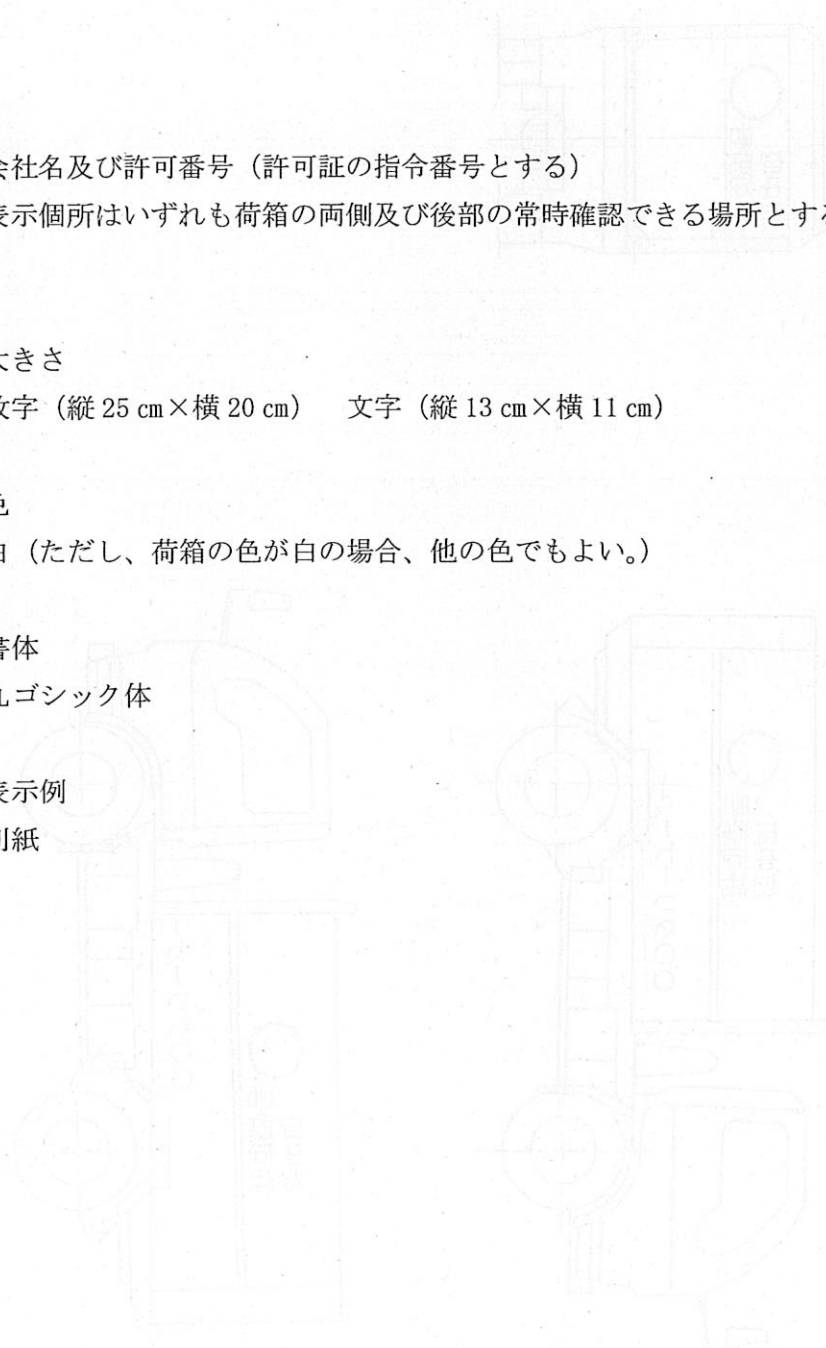
白（ただし、荷箱の色が白の場合、他の色でもよい。）

④書体

丸ゴシック体

⑤表示例

別紙



（国庫印） 国土交通省 国土院 国土院 国土院

ダンプ車・車体標示例（許可車両）

